

犯罪防止刑事司法 NGO 連盟規約¹

オーストリア当局への登録のために

1. 協会²の名称、所在地、活動地域

- 1.1 当協会は、犯罪防止刑事司法 NGO 連盟（以下「連盟」³という。）として組織される。
- 1.2 当協会は、所在地をウィーンとし、オーストリア並びに及び国際連合が把握する諸国及び地理学上の地域の全てにおいて活動する。
- 1.3 当協会は、これに従属する団体を置かない。
- 1.4 当財団の会計年度は暦年とする。

2. 協会の目的

- 2.1 当協会の主な目的は、非政府機関と市民社会の利益を考慮して会員相互の協力関係を一般的に推進するとともに、会員と国際連合の間、特に、犯罪防止刑事司法に関連する事務所、プログラム及び機関、例えば、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、その他人権・児童・女性・テロ・難民・移民・平和維持・開発に関する諸問題、犯罪に対する国連条約（即ち国際組織犯罪防止条約：UNTOC 及び国連腐敗防止条約：UNCAC）加盟国の会議に関係する国連事務所との間の協力を推進することとする。
- 2.2 当協会は、非営利団体とし、利益を追及しない。

3. 次の方法により連盟の目的を達成する。

- 3.1 連盟の目的に関連する会合、作業部会、研修及び会議の開催及びこれらへの参加
- 3.2 パンフレット、ニュースレター、報告書等の出版
- 3.3 ウェブサイト、ソーシャル・メディア・プラットフォーム等を通じた交流
- 3.4 連盟の会員及び支援者による金銭以外の時間、専門性その他目的に役立つ資源等の提供
- 3.5 連盟は、特定の課題、プログラム、分野その他関心事項に焦点を当てる委員会、特別委員会又は作業部会を置くことができる。
- 3.6 連盟にとって理事会の決定により不可欠な支出、緊急かつ将来の活動が必要なときは、連盟の財政措置は次の方法によるものとする。
 - 3.6.1 会員による寄与
 - 3.6.2 寄附又は後援
 - 3.6.3 助成金及び現物出資
 - 3.6.4 銀行預金の利子

4. 会員

- 4.1 会員は、第一に非政府機関（NGO）とし、私的・公的分野を問わず市民社会組織とそ

¹ 原文：BYLAWS OF THE ALLIANCE OF NGOS FOR CRIME PREVENTION AND CRIMINAL JUSTICE

² （訳注）本規約には Alliance と Association が用いられているが、前者を「連盟」、後者を「協会」として訳出した。

³ 英語略称：Alliance アライアンス

の代表者及び個人も会員となることができる。但し、本規約で定める目的に賛同し、運用手続に従い、当協会の追求する内容を遵守し、4.2.1 から 4.2.3 の定めに従って理事会の決議により承認を受けるものとする。

4.2 会員は、本規約、本規約に基づいて手続が定められる細則及び規則に従うものとする

4.2.1 普通会員：

国連経済社会理事会（ECOSOC）から諮問資格、特別諮問資格又はこれらと同等の地位を有する団体、又は連盟の目的に大きく貢献する団体又は市民社会組織である。普通会員は、連盟の代表を指名し選出する資格を有し、又はその権限行使に必要な代表者を選定する資格を有する。会員は投票権及び被選出権を有する。

4.2.2 特別会員、団体又は個人会員は、正式に支援を欲するものであり、当協会の活動に関与できるが、投票権及び被選出権はないものとする。

4.2.3 名誉会員は、当協会とその目標を支援する極めて大きな業績があることを理由として理事会の推薦決議に基づいて総会で承認された個人とする。

5. 入会

5.1 当協会に入会する団体又は個人は、申請書に記入するものとする。団体は、組織、地位、メンバー資格及び活動内容に関する情報を提供し、個人は、自身の業務に関する情報を提供するものとする。

5.2 理事会は、申請人が会員となる要件を満たすかの判断に関して審査する。

5.3 理事会は、普通会員その他の会員の承認を決定し、名誉会員につき総会に提案する。

6. 会員資格の停止及び終了

6.1 会員は、いつでも書面にて理事会に通知して退会することができ、財政上の問題を解決しなければならない。

6.2 個人会員が死亡し、団体会員が解散又は活動停止したときは会員資格を喪失する。

6.3 会員資格が終了する前に 2 回の予告通知をする。

6.4 前記 5.3 の決定等に対し、細則の定めに従い、総会に不服申立をすることができるが、不服申立の間は、決定等の効力に影響しない。

6.5 2 年連続して会費を支払わないときは、当然に会員資格を喪失する。

7. 会員の役割及び責務

7.1 会員は、理事会に対し、本規約の写しを請求することができる。

7.2 10 名以上の会員の同意により、理事会に対し、総会の招集を請求することができる。

7.3 会員は、総会において、当協会の活動及び財政について理事会による報告を受ける。会員 10 名以上が前記情報及び理由の開示を請求したときは、理事会は 4 週間以内にこれに応じなければならない。

7.4 会員は、理事会から監査済みの年間財政報告を受けるものとする。同報告が総会において行われるときは、監査人が出席するものとする。

8. 当協会の機関

- 8.1 当協会の機関は、総会、理事会、監査人及び紛争解決委員会を置く。
- 8.2 全ての機関における選挙及び決定は、有効投票数の過半数をもって行う。当協会の地位の変更又は解散に関する決議は、有効投票数の3分の2以上の多数をもって行う。
9. 総会
- 9.1 総会は、当協会の最高意思決定機関であり、出席及び議決権を行使できる有資格の全会員で構成され、議決権のない会員はオブザーバーとして出席する。欠席する会員は、会議の前に封書、ファクス、電磁的記録により委任状を提出することができる。理事長又はその権限を有する者に対して委任状を提出し、代理人を出席させ、議決権の代理行使をすることができる。出席及び議決権行使は3名以内とする。
- 9.2 年次総会は、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) の主たる年次総会が開催される期間に、ウィーンで開催し、場所は、利便性を考慮してウィーン国際センターウィーンとし、同所で開催できないときは、ウィーン市内の適宜の場所で開催する。臨時総会は、理事長の裁量により、又は理事会若しくは全会員の10分の1以上の請求により、開催する。
- 9.3 理事長は、議事案を添えて会議を招集し、選挙の場合は4週間以上前に指名者一覧を添えて招集するものとする。委任状による出席を含む定足数は、1回目は全会員の過半数とし、2回目は全会員の5分の1とする。
- 9.4 年次総会では、理事長、副理事長5名以内、会計監事及び事務局長1名、理事会の別の5名を選任し、財務責任者を指名することとし、全員の任期は1期2年とし、連続する次の1期は再任することができる。
- 9.5 執行機関の委員の選任は次のとおりとする。候補者一覧を作成し、各人は候補者を除き2名以上の同意を必要とする。立候補者がいないときは、総会出席者の指名により、指名を受けた者の同意がしたときは、承認される。
- 9.6 全ての機関における選挙及び決定は、有効投票数の過半数をもって行う。当協会の地位の変更又は解散に関する決議は、有効投票数の3分の2以上の多数をもって行う。
10. 総会の権限
- 10.1 予算の決定
- 10.2 直近の財務報告、監査済みの年次会計報告の承認
- 10.3 理事の選任 (必要な場合)
- 10.4 検査役⁴の選任 (必要な場合)
- 10.5 当協会と監査人との契約の承認
- 10.6 理事会の公表
- 10.7 当協会の任意解散
- 10.8 議事に関する諸事項に関する議論及び採決

⁴ (訳注) auditor, Comptroller, treasurer の用語が登場し、その区別が不分明であるが、順に「監査人」「検査役」「財務責任者」として訳出している。

11. 理事会

- 11.1 理事会は、当協会の執行委員会であり、当協会を代表する理事長、副理事長 5 名以内、事務局長、財務責任者及び事務局員 5 名以内によって構成する。その他詳細については細則で定める。
- 11.2 理事会は、原則として年 3 回以内、国連薬物犯罪事務所（UNODC）の主たる年次総会が開催される期間に、15 日以前に通知をして開催し、臨時理事会は、緊急事項を処理する必要があるときはいつでも、理事長が 10 日以前に通知して開催し、その議事は緊急事項に関連あるものに限られる。
- 11.3 執行部会の空席については、理事長又は理事の 3 分の 1 の提案に基づき、理事会の決議がこれに代わるものとする。
- 11.4 連盟の財政上の義務を遂行する前に、財務責任者及び理事長、副理事長又は事務局からそれぞれ少なくとも 1 名が連盟で署名しなければならない。承認された予算にない 3,000 ユーロを超える支出には、理事会の同意を要する。
- 11.5 当協会は、その有する財産をもって責任を負い、理事及び監査人の個人財産をもって責任を負うことはない。

12. 監査人

- 12.1 監査人 2 名は、同分野の専門家として認めら相応の経験を有する者であり、報酬を受けることもでき、総会により選任され、その任期は 2 年とする。2 期目の再任を可能とする。監査人は、総会を除く他機関に属してはならず、その活動は精査の対象となるものとする。
- 12.2 監査人は、会計の正確性及び本規約に則した適切な財産の用途を決定するために当協会の進行中の活動を監視するとともに、当協会の財政管理及び年次会計報告を検証する。理事会は、必要な記録及び情報を監査人に提供するものとする。監査人は、理事会及び総会に対し、調査結果を報告しなければならない。
- 12.3 当協会と監査人との契約は、全て総会の承認を得なければならぬ。
- 12.4 検査役の任期は、死亡、辞職又は総会決議による解任により終了する。

13. 紛争解決委員会

- 13.1 紛争解決委員会は、当協会との関係で派生する全ての紛争を解決するために設置する。2002 年団体法に則した「紛争解決委員会」である。
- 13.2 紛争解決委員会は、当協会の普通会員 3 名で構成する。紛争当事者が当該紛争に関して理事会に通知し、紛争解決委員会の委員 1 名を普通会員から指名したときに設置される。理事会は、7 日以内に、当該紛争の他方当事者に対し、14 日以内に紛争解決委員会の委員 1 名を指名するよう求めるものとする。委員 2 名の指名がなされた後 7 日以内に、当該委員 2 名は紛争解決委員会の委員長として 3 人目を選出する。3 人目の委員につき合意が得られないときは、指名された委員が 3 人目の委員として候補者をあげ、くじ引きにより決定する。総会を除き、紛争の当事者である当協会における他機関の一員は、紛争解決委員会の委員になることはできない。
- 13.3 紛争解決委員会は、全員の面前で両当事者の意見を聴取した後、過半数をもって決定

する。その決定は誠実に行う。その決定は当協会の最終決定とする。

14. 任意解散

14.1 当協会の任意解散は、総会の決議で行うことができ、同決議は、全議決権数の3分の2以上又は過半数が出席し、有効投票数の3分の2以上の多数をもって行う。

14.2 当協会が財産を有しているときは、清算決議は当該総会で行わなければならない。特に、総会は清算人を指名し、全債務を弁済した後の残余財産の譲渡先を決定する。会員はその譲受人となることはできない。

15. 解散時の財産の使途、慈善目的の消失

15.1 当協会の解散、慈善目的の消失の場合、残余財産は、オーストリア会計準則（BAO）第34条以下の定めに従って、慈善目的の用途として使われる。法的に可能な限り、残余財産は、清算人が当協会と同一又は類似の目的を追求する団体に譲渡されるものとする。

Address: Wagramer Str. 5, 1400 Wien, Austria

ZVR-Zahl 1431763181

IBAN: AT58 1200 0100 2910 5094

BIC: BKAUATWW

以 上